

羽咋市地域防災計画

第3編 地震災害対策編

羽咋市防災会議

目次

第1章 地震災害の記録と被害想定

| | | |
|-----|---------|-------|
| 第1節 | 過去の地震災害 | 3-1-1 |
| 第2節 | 被害想定 | 3-1-6 |

第2章 地震災害予防計画

〈地震災害に強い市民の育成〉

| | | |
|-----|------------------|-------|
| 第1節 | 防災知識の普及 | 3-2-1 |
| 第2節 | 市民及び事業者がとるべき措置 | 3-2-2 |
| 第3節 | 自主防災組織の育成 | 3-2-3 |
| 第4節 | 防災ボランティアの活動環境の整備 | 3-2-4 |
| 第5節 | 防災訓練の充実 | 3-2-5 |

〈地震災害に強い組織体制づくり〉

| | | |
|------|---------------|--------|
| 第6節 | 防災体制の整備 | 3-2-6 |
| 第7節 | 通信及び放送施設災害予防 | 3-2-7 |
| 第8節 | 消防力の充実・強化 | 3-2-8 |
| 第9節 | 風水害予防 | 3-2-9 |
| 第10節 | 積雪・寒冷対策 | 3-2-10 |
| 第11節 | 避難体制の整備 | 3-2-11 |
| 第12節 | 要配慮者対策 | 3-2-12 |
| 第13節 | 緊急輸送体制の整備 | 3-2-13 |
| 第14節 | 医療体制の整備 | 3-2-14 |
| 第15節 | 健康管理活動体制の整備 | 3-2-15 |
| 第16節 | こころのケア体制の整備 | 3-2-16 |
| 第17節 | 食料及び生活必需品等の確保 | 3-2-17 |

〈地震災害に強い地域づくり〉

| | | |
|------|----------|--------|
| 第18節 | 建築物等災害予防 | 3-2-18 |
| 第19節 | 公共施設災害予防 | 3-2-21 |
| 第20節 | 地盤災害予防 | 3-2-22 |
| 第21節 | 危険物等災害予防 | 3-2-24 |

第3章 地震災害応急対策計画

| | | |
|-----|------------------|--------|
| 第1節 | 初動体制の確立 | 3-3-1 |
| 第2節 | 地震情報の伝達 | 3-3-2 |
| 第3節 | 気象予報等の伝達 | 3-3-5 |
| 第4節 | 災害情報の収集・伝達 | 3-3-6 |
| 第5節 | 通信手段の確保 | 3-3-7 |
| 第6節 | 石川県消防防災ヘリコプターの活用 | 3-3-8 |
| 第7節 | 災害広報 | 3-3-9 |
| 第8節 | 消防活動 | 3-3-10 |
| 第9節 | 自衛隊の災害派遣要請 | 3-3-11 |

| | | |
|------|-----------------------|--------|
| 第10節 | 避難誘導 | 3-3-12 |
| 第11節 | 要配慮者の安全確保 | 3-3-13 |
| 第12節 | 災害医療及び救急医療 | 3-3-14 |
| 第13節 | 健康管理活動 | 3-3-15 |
| 第14節 | こころのケア活動 | 3-3-16 |
| 第15節 | 救急・救助活動 | 3-3-17 |
| 第16節 | 水防活動 | 3-3-18 |
| 第17節 | 災害救助法の適用 | 3-3-19 |
| 第18節 | 交通確保対策 | 3-3-20 |
| 第19節 | 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 | 3-3-21 |
| 第20節 | ライフライン施設の応急対策 | 3-3-22 |
| 第21節 | 公共土木施設等の応急対策 | 3-3-23 |
| 第22節 | 給水活動 | 3-3-24 |
| 第23節 | 食料の供給 | 3-3-25 |
| 第24節 | 生活必需品の供給 | 3-3-26 |
| 第25節 | 障害物の除去 | 3-3-27 |
| 第26節 | 輸送手段の確保 | 3-3-28 |
| 第27節 | 防疫、保健衛生活動 | 3-3-29 |
| 第28節 | ボランティア活動の支援 | 3-3-30 |
| 第29節 | し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 | 3-3-31 |
| 第30節 | 住宅の応急対策 | 3-3-32 |
| 第31節 | 文教対策 | 3-3-33 |
| 第32節 | 農林水産物災害応急対策 | 3-3-34 |

第4章 復旧・復興計画

| | | |
|-----|-------------------|-------|
| 第1節 | 市民生活安定のための緊急措置 | 3-4-1 |
| 第2節 | 公共施設災害の復旧 | 3-4-2 |
| 第3節 | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 | 3-4-3 |
| 第4節 | 被災者への融資・支給 | 3-4-4 |
| 第5節 | 被災者の生活確保のための緊急措置 | 3-4-5 |
| 第6節 | 災害義援金及び義援物資の配分 | 3-4-6 |
| 第7節 | 復興計画 | 3-4-7 |

第5章 複合災害対策

| | | |
|-----|--------|-------|
| 第1節 | 基本方針 | 3-5-1 |
| 第2節 | 災害予防対策 | 3-5-1 |
| 第3節 | 災害応急対策 | 3-5-1 |
| 第4節 | 災害復旧対策 | 3-5-1 |

第3編 地震災害対策編

第1章 地震災害の記録と被害想定

第1節 過去の地震災害

第2節 被害想定

第1節 過去の地震災害

石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、平均して30年に1度は、被害地震が発生している。

石川県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い地震である。歴史の資料で知られている主な浅い地震は、金沢市から加賀市付近にかけての地域や能登半島、更には日本海沖合で発生している。

県内では、約100年に1度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体としては、30年に1度の割合で被害地震が発生している。人的被害が最も大きかった例としては、1948年（昭和23年）の福井地震（M7.1）がある。また、最近の被害地震としては、1993年（平成5年）の能登半島沖地震（M6.6）、2007年（平成19年）の能登半島地震（M6.9）、2022年（令和4年）の能登半島地震（M5.4）がある。この地域では、将来も同程度の直下型地震が発生する可能性がある」と指摘されている。

1 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況

石川県における地震災害一覧表

| 発生年月日 | 震源地域 又は名称 | マグニ チュー ド(M) | 震度 | | 被害の概況 |
|------------------------|-----------------|--------------------|----|----|---|
| | | | 金沢 | 輪島 | |
| 1891. 10. 28 (明治24) | 濃尾地震 | 8 | 4 | | 全体被害：死者7,273、建物全壊14万余、半壊8万余、山崩れ1万余、石川県：家屋全壊25 |
| 1892. 12. 9 (明治25) | 能登南西部地震 | 6.4 | 4 | | 能登：家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1、全壊2 |
| 1896. 4. 2 (明治29) | 能登半島 | 5.7 | 1 | | 能登半島：輪島村で土蔵倒壊2、家屋損壊15、祿剛崎灯台破損 |
| 1930. 10. 17 (昭和5) | 大聖寺地震 | 6.3 | 3 | 3 | 大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩れ、亀裂有り、佐美山長さ150mにわたる崖崩れ、死者片山津1 |
| 1933. 9. 21 (昭和8) | 七尾湾地震 | 6 | 2 | 4 | 能登半島：鹿島郡で死者3、負傷者55、倒壊2、破損143 |
| 1944. 12. 7 (昭和19) | 東南海地震 | 7.9 | 3 | 4 | 全体被害：静岡、愛知、三重などで被害。不明者1,223、住宅全壊17,599など 石川県：住宅全壊3 |
| 1948. 6. 28 (昭和23) | 福井地震 | 7.1 | 4 | 4 | 全体被害：死者3,769、家屋倒壊36,184、半壊11,816、焼失3,851など |
| 1952. 3. 7 (昭和27) | 大聖寺沖地震 | 6.5 | 3 | 4 | 石川、福井両県：死者7、負傷者8、家屋半壊4、破損82、焼失27 |
| 1961. 8. 19 (昭和36) | 北美濃地震 | 7 | 3 | 3 | 全体被害：死者8、家屋全壊12、山崩れ99箇所など 石川県：死者4、負傷者5、山崩れ5ヶ所 |
| 1964. 6. 16 (昭和39) | 新潟地震 | 7.5 | 2 | 4 | 全体被害：死者26、家屋全壊1,960、半壊6,640、浸水15,298、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動化がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水4、床下浸水131、田畑冠水 |
| 1983. 5. 26 (昭和58) | 秋田県沖 日本海中部地震 | 7.7 | 1 | 3 | 石川県：津波により負傷者8人、住家破損2、床上浸水3、床下浸水3 |
| 1985. 10. 18 (昭和60) | 能登半島沖 | 5.7 | 2 | 4 | 負傷者1人、文教施設被害29箇所など被害総額1,800万円 |

※「理科年表」（出版：国立天文台 1998）、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長（追補版）」（出版：総務府地震調査研究推進本部地震調査委員会）

近年における主な地震記録

| 発生年月日 | 震源地域 又は名称 | マグニ チュー ド (M) | 震度 | | 県内の被害概要 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----|-----|--|
| | | | 金沢 | 輪島 | |
| 1993. 2. 7 (平成 5) | 能登半島沖地震 | 6.6 | 4 | 5 | 負傷者 29 人、住家全壊 1、住家半壊 20、 一部破損 1、非住家 14、道路被害 142、水 道断水 2,355 など 被害総額約 42 億円 |
| 1993. 7. 12 (平成 5) | 北海道南西沖地震 | 7.8 | | 1 | 津波により、被害船舶 24 隻 (輪島市、珠洲市、富来町) |
| 1995. 1. 17 (平成 7) | 兵庫県淡路島北部 兵庫県南部地震 | 7.2 | 3 | 3 | 全体の被害：死者 6,433 人、不明 3 人、 負傷者 43,792 人以上、住家全壊 104,906、 半壊 144,274 と、1900 年代では関東大震 災に次ぐ地震被害となった。 |
| 2000. 6. 7 (平成 12) | 石川県西方沖 | 5.8 | 3 | 4 | 小松市で最大震度 5 弱を観測 負傷者 2 人、住家一部破損 3 棟など |
| 2002. 11. 17 (平成 14) | 加賀地方 | 4.7 | 2 | 2 | 河内村直海、吉野谷村市原、尾口村女原 で震度 4 を観測 吉野谷村で一部道路破損 1 箇所、給水管 破損 1 件、水道断水 1 棟、河内村で非住 家一部破損 1 棟 |
| 2007. 3. 25 (平成 19) | 能登半島地震 | 6.9 | 4 | 6 強 | 地震の概要：平成 19 年 3 月 25 日、9 時 42 分頃、能登半島沖でマグニチュード 6.9 の地震があり、能登半島を中心に七尾市、 輪島市、穴水町で最大震度 6 強、志賀町、 中能登町、能登町で震度 6 弱、珠洲市で 震度 5 強、羽咋市、かほく市、宝達志水 町で震度 5 弱を観測したほか、加賀地方 でも震度 4～3 を観測した。また、新潟県、 富山県で震度 5 弱を観測したのを始め、 北陸地方を中心に北海道から中国、四国 地方にかけて震度 5 弱～1 を観測した。 被害状況：死者 1 人、負傷者 338 人、住家 全壊 686 棟、住家半壊 1,740 棟、一部損 壊 26,959 棟、非住家 4,484 棟など (平成 20 年 5 月 7 日現在) |
| 2022. 6. 19 (令和 4) | 能登地方地震 | 5.4 | 2 | 4 | 地震の概要：令和 4 年 6 月 19 日、15 時 8 分、能登を震源とするマグニチュード 5.4 の地震があり、珠洲市で最大震度 6 弱、 能登町で震度 5 弱、輪島市で震度 4 を観 測した。翌 20 日、10 時 31 分、再び能登 地方でマグニチュード 5.0 の地震が発生 し、珠洲市で最大深度 5 強、能登町で震 度 4 を観測した。 被害状況：負傷者 7 人、一部損壊 73 棟、 非住家 1 棟など |

※ 「理科年表」(出版：国立天文台 1998)、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長(追
補版)」(出版：総務府地震調査研究推進本部地震調査委員会)

2 能登半島地震の概要

(1) 地震の概況

平成19年3月25日9時42分頃、能登半島沖の北緯37度13分、東経136度41分、深さ11km（輪島市門前町剣地沖）を震源とするマグニチュード（以下Mと記述）6.9の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。

また、石川県以外でも、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのを始め、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。その後の余震活動は、この地震を本震とする本震－余震型で経過した。4月23日18時11分に本震後最大となるM5.3（最大震度5弱）の余震、更に26日7時16分にもM5.3（最大震度4）の余震が起こった。また、平成20年1月26日4時33分にも余震M4.8（最大震度5弱）があった。

平成19年(2007年)能登半島地震の石川県内の震度観測状況

石川県内の市町別最大震度

| 観測地点(5弱以上) | 震度 | 観測地点(4以下) | 震度 |
|------------|----|-------------|----|
| 七尾市田鶴浜町 | 6強 | 金沢市西念 | 4 |
| 輪島市門前町走出 | 6強 | 金沢市弥生 | 4 |
| 輪島市鳳至町 | 6強 | 小松市小馬出町 | 4 |
| 穴水町大町 | 6強 | 小松市向本折町 | 4 |
| 輪島市河井町 | 6弱 | 輪島市舳倉島 | 4 |
| 志賀町富来領家町 | 6弱 | 珠洲市三崎町 | 4 |
| 志賀町香能 | 6弱 | 加賀市大聖寺南町 | 4 |
| 志賀町末吉千古 | 6弱 | 加賀市直下町 | 4 |
| 中能登町末坂 | 6弱 | 加賀市山中温泉湯の出町 | 4 |
| 中能登町能登部下 | 6弱 | かほく市宇野気 | 4 |
| 能登町松波 | 6弱 | 白山市倉光 | 4 |
| 能登町宇出津 | 6弱 | 白山市美川浜町 | 4 |

| 市町名 | 最大震度 |
|-------|------|
| 七尾市 | 6強 |
| 輪島市 | 6強 |
| 穴水町 | 6強 |
| 志賀町 | 6弱 |
| 中能登町 | 6弱 |
| 能登町 | 6弱 |
| 珠洲市 | 5強 |
| 羽咋市 | 5弱 |
| かほく市 | 5弱 |
| 宝達志水町 | 5弱 |

「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

(2) 津波の状況

気象庁はこの地震により、9時43分に石川県能登・加賀に「津波注意報」を発表して注意を喚起した。11時30分に珠洲市長橋港で最大22cmの津波を観測したが、11時30分に津波によるおそれはなくなると判断し、「津波注意報」を解除した。

(3) 被害の概要

能登半島地震による石川県内での被害について、人的被害は、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人、合わせて339人であった。住家被害は、全壊686棟、半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、合わせて29,385棟であり、非住家被害4,484棟を合わせると、建物被害は33,869棟であった。（平成20年5月7日現在）

住宅被害の大きい市町としては、輪島市11,587棟、七尾市7,673棟、志賀町3,614棟、穴水町2,497棟などであり、住家被害の約4割が輪島市に集中している。全壊のみをみると輪島市513棟、穴水町79棟、七尾市69棟などであり、各市町の住家被害数と比較すると、全壊の割合が輪島市と穴水町で特に高い。

避難所については、七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の2市4町で47カ所が開設され、ピーク時の地震翌日3月26日には、2,624人の被災者が避難した。

また、地震発生当日の夕方には、災害救助法が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の3市4町に適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

(4) 災害の特色

今回の地震は、大規模地震の発生する可能性が低いとされていた地域で地震が発生したもので、震度6強を輪島市、七尾市、穴水町で観測しているが、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人であり、震度の割に人的被害は少なかった。

その理由として、発災した日時と天候が大きく関係しており、

- ① 季節は春、積雪なし、暖冬の影響で暖房器具の使用が少なかったことから、火災の発生がなかったこと。
- ② 春休み期間中であり、就学生徒等が学校に不在であり、リスク分散していたこと。
- ③ 曜日は日曜日であり、多くの就労者は休日であり、事業活動も平日より少なく、交通量も減少していたこと。④ 時間は、午前9時42分と朝食も終え、火を使った調理時間を過ぎていたことから、火災発生がなかったこと。
- ⑤ 夜の暗闇でなく、身の回りの情報が把握でき、危険回避、避難等がスムーズに行うことができたこと。
- ⑥ 天候は、曇りであり、地域的に早起きのことが多く、高齢者は農作業等で外出しており、自宅に不在であり、倒壊家屋による人的被害が少なかったこと。
- ⑦ 火災などの二次被害がなかったことにより、被害が拡大しなかったこと。
- ⑧ 震度は6強でとどまり、壊滅的な被害となる震度7ではなかったこと。

(5) 地域の特長

- ① 過疎化・高齢化が進み人口が少なく、住家が疎らな中山間地域であったこと。
- ② 能登北部は、丘陵地が多く揺れを増幅するような軟弱な地盤ではなかったこと。
- ③ 時間をかけて築き上げたコミュニティが、「共助」体制を形成しており、地域人員の確認(行方不明者なし)、迅速な救助救出が実施されたことが考えられる。

(6) 防災関係機関やボランティアなどによる取り組み

- ① 県の現地災害対策本部を輪島市の庁舎内に設置し、被災市町や国との情報の共有化を図ったこと。
- ② 避難所における健康管理を徹底したことなどにより、避難所での二次被害(関連死)を未然に防ぐことができたこと。
- ③ 能登有料道路(現「のと里山海道」)の早期復旧など公共インフラ、ライフラインの早期復旧が図られたこと。
- ④ ボランティアなどによる救援活動が迅速に行われたこと。
などがあげられる。

【石川県震災対策専門委員会「能登半島地震の検証結果を踏まえた今後推進すべき施策大綱」参考】

「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

3 能登半島地震の概要

(1) 地震の概況

令和4年6月19日15時8分頃、能登半島の北緯37度30分、東経137度16分、深さ13kmを震源とするM5.4の地震が発生し、石川県の珠洲市で最大震度6弱を観測し、気象庁は地震波検知から8.6秒後の15時8分19秒に緊急地震速報を発表した。

この地震により6人が軽傷を負ったほか、73棟の住家が一部破損。珠洲市では、住宅地の塀が倒れたり、寺の墓石が倒れたりした。珠洲市飯田町の春日神社では、鳥居が倒壊したほか、境内の石灯籠が倒れたり、階段の一部が崩れたりした。見附島でも土砂が崩れ落ち、白い砂煙が上がる様子が確認された。

さらに、6月20日10時31分頃には、19日の地震の余震とみられるM5.0の地震が発生し、珠洲市で震度5強の揺れを観測した。

4 奥能登半島地震の概要

(1) 地震の概況

令和5年5月5日14時42分頃、能登半島の北緯37度5分、東経137度3分、深さ12kmを震源とするM6.5の地震が発生し、石川県の珠洲市で最大震度6強を観測し、気象庁は地震波検知から7.3秒後に緊急地震速報を発表した。

また、15時26分に輪島港で10cm、14時50分に珠洲市長橋で4cmの津波を観測した。

この地震により死者1人、重軽傷者47人の人的被害と、38棟が全壊、263棟が半壊、1,384棟の住家が一部破損の被害を受けた。

同日21時58分頃には、能登半島沖の深さ14kmを震源とするM5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強を観測した。

珠洲市周辺では、2018年頃から群発地震が増加傾向となっている。

第2節 被害想定

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

石川県は、平成7年度から3箇年計画で、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「地震被害想定調査」を実施した。市は、この調査の結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する必要がある。

1 想定地震の設定

県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟、能登半島北方沖の4つの地震を想定した。地震の発生環境は、次の視点から整理した。

- (1) 過去に発生した地震の震源分布とその規模
- (2) 活断層の分布と活動度
- (3) プレートテクトニクスや地質の大構造

各地震は、次のとおり、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定した。

また、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液状化危険度及び各種の被害、影響を予測した。

| | | |
|-------------|-------------|--|
| 想定地震 の設定 | ①大聖寺の地震 | 1930年（昭和5年）に発生した地震と剣ヶ岳断層を結んだ位置に想定地震断層を設定した。この地域の地震活動は比較的活発で、1952年には大聖寺沖でやや大きめの地震が発生したことがある。 |
| | ②加賀平野の地震 | 森本断層と富樫断層を含む延長線に、想定断層を設定した。 |
| | ③邑知潟の地震 | 邑知潟北縁の断層を考慮し、羽咋・七尾を結んだ位置に、想定震源断層を設定した。この地域は、地質の大構造の変換点となっており、志賀町・七尾市（旧中島町）付近で被害地震が発生したことがある。 |
| | ④能登半島北方沖の地震 | 1993年の地震の震央と1985年（昭和60年）の7月と10月に発生した地震の震源の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。 |

2 邑知潟断層帯

- (1) 長期評価(平成17年3月9日公表)

① 断層帯の構成、位置及び形態

邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋（はくい）市、羽咋郡宝達志水（ほうだつしみず）町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約44kmで、ほぼ北東-南西方向に延びる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

② 断層帯の過去の活動

邑知潟断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は0.4-0.8m/千年程度と推定される。最新活動時期は、約3千2百年前以後、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2-3m程度高まる段差や撓（たわ）みが生じた可能性がある。

また、平均活動間隔は1千2百-1千9百年程度であった可能性がある。

③ 断層帯の将来の活動

邑知潟断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。その際には、断層の南東側が相対的に2-3m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。

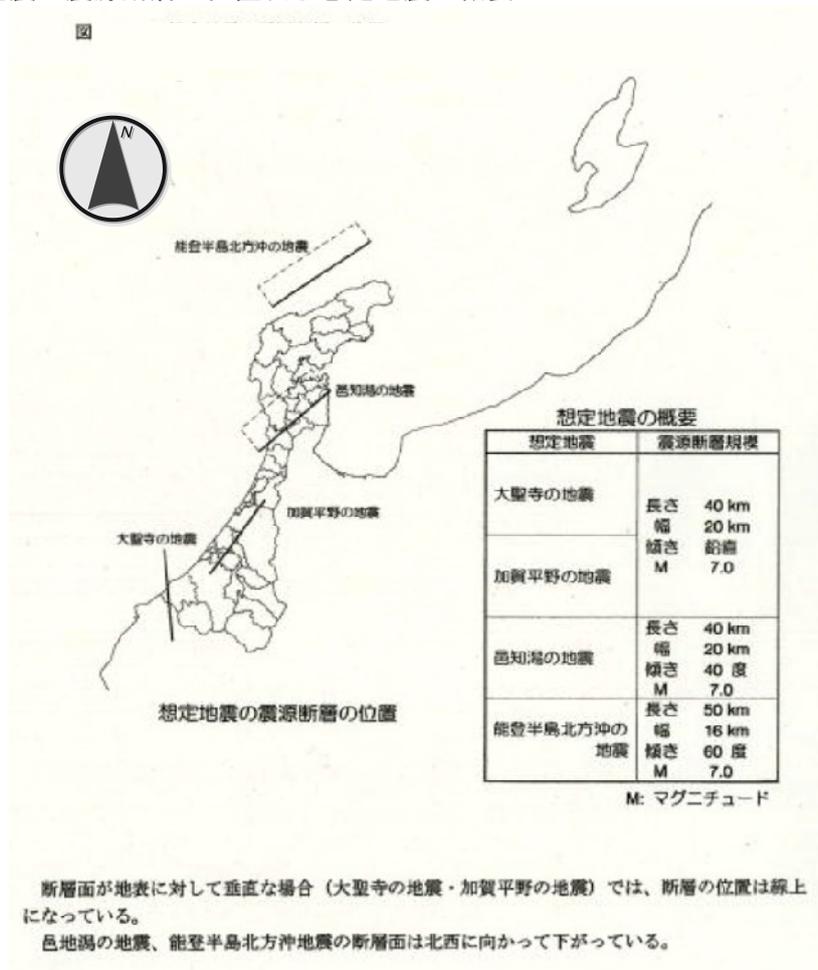
本断層帯では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期の幅が広いことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生長期確率を求めている。そのため信頼度は低いですが、将来このような地震が発生する長期確率を求めると、本断層帯は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

(2) 強震動評価

代表ケースでは、津幡町及び羽咋市を中心に、七尾市や金沢市で震度6強以上を示す結果となった。

なお、地震被害想定調査結果と国の強震動評価に基づく想定結果との比較は省略する。図

① 想定地震の震源断層の位置及び想定地震の概要



「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

2 想定地震による被害想定結果

(1) 各地震の被害想定震源断層の諸元

| 想定地震 | 長さ | 幅 | 傾き | マグニチュード(M) | 想定震源域付近の過去の地震 |
|-------------|------|------|-----|------------|---|
| ①大聖寺の地震 | 40km | 20km | 鉛直 | 7.0 | 1640年(寛永17年) 加賀大聖寺 (M6 1/4 ~ M6 3/4) 1930年(昭和5年) 大聖寺付近 (M5.3 ~ M6.3) 1948年(昭和23年) 福井地震 (M7.1) 1952年(昭和27年) 大聖寺沖地震 (M6.5) |
| ②加賀平野の地震 | 40km | 20km | 鉛直 | 7.0 | 1725年(享保10年) 加賀小松 (M6.0) 1799年(寛政11年) 金沢地震 (M6.0) 1815年(文化12年) 福井地震 (M6.0) |
| ③邑知潟の地震 | 40km | 20km | 40度 | 7.0 | 1892年(明治25年) 志賀町、富来町 (M6.3 ~ M6.4) 1933年(昭和8年) 中島町 (M6.0) |
| ④能登半島北方沖の地震 | 50km | 16km | 60度 | 7.0 | 1729年(享保14年) 輪島 (M6.6 ~ M7.0) 1896年(明治29年) 珠洲 (M5.7) 1993年(平成5年) 能登半島沖地震 (M6.6) |

「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

(2) 地震後の時期別の災害対策項目及び被災地域区分の目安

| 想定地震 | | ①大聖寺の地震 | ②加賀平野の地震 | ③邑知潟の地震 | ④能登半島北方沖の地震 |
|-----------|--------|--|--|---|---|
| 評価 | | | | | |
| 災害の概要 | | ・加賀市を中心とし、加賀南部地域付近に影響を及ぼす局所的災害 | ・加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である。 ・特に河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域にも波及する。 ・能登中部地域の一部でも注意を要する。 | ・邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害 ・災害の集中度という点では局地災害の性格を持つが、影響範囲は広い。 | ・ごく局地的災害で、災害度は低い。 |
| 救命消火期 | 被災中心域 | ・加賀市 | [金沢・河北地域] ・金沢市、かほく市、津幡町 [加賀南部地域] ・小松市、能美市、白山市 | ・七尾市、羽咋市、宝達志水町、志賀町、中能登町 | ・輪島市、珠洲市 |
| | 被災地周辺域 | ・小松市、能美市、白山市、加賀市 | [金沢・河北地域] ・内灘町 [加賀南部地域] ・能美市、加賀市 | ・輪島市、かほく市、穴水町、能登町、志賀町、七尾市、津幡町 | ・能登町、穴水町、輪島市 |
| | 注意地域 | | ・白山市、野々市市、川北町、中能登町 | ・珠洲市、能登町、金沢市 | |
| 生活支援期の問題点 | | ・加賀市、小松市で避難が問題になり、生活支障は加賀南部地域のみならず加賀平野の北部にまで広がる。 | ・邑知潟より北部の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる。 ・特に避難は重い問題となる。 | ・能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域と大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。 ・生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。 | ・能登北部地域の一部と能登中部地域の一部で避難が問題となる。 ・生活支障は能登半島から金沢市まで広がる。 |
| 地域間の災害応援 | | ・地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある。 | ・この地震は、広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の応援が必要になる。 | ・地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などより行われる必要がある。 | ・地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある。 |

「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

(3) 地震の被害予測結果（冬の夕刻を想定調査）

①～④の4つの想定地震のうち、本市に最も大きな被害を及ぼす想定地震としては、③の邑知潟地震が考えられる。この地震が発生した場合の震度想定及び液状化危険度は図2のとおりである。

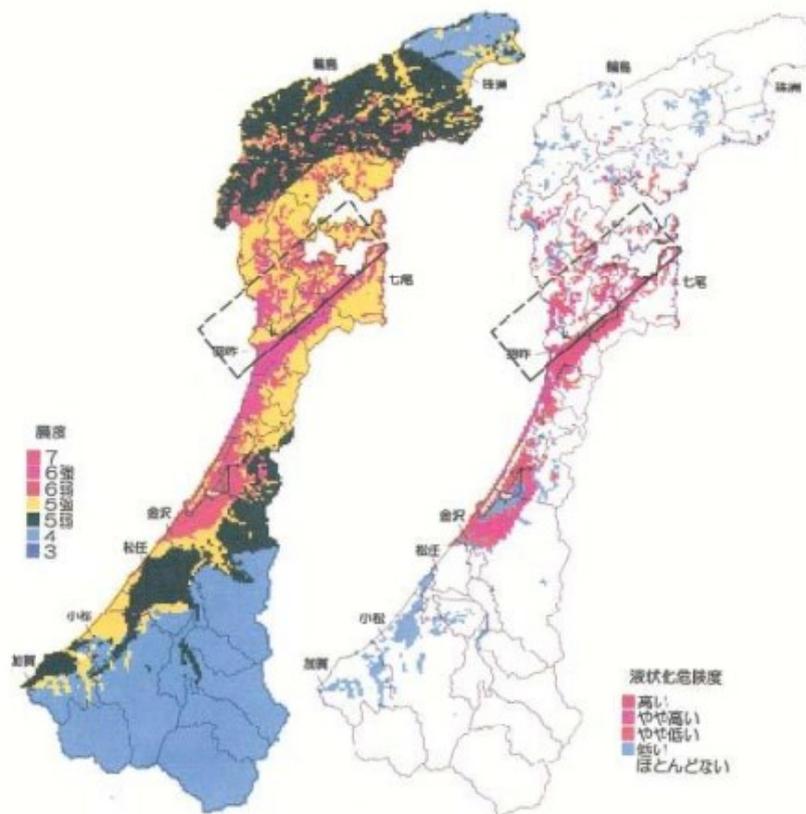
この図から読み取れるようにいずれの想定地震の場合も、震度は市全域にわたって震度5弱以上の揺れとなる。特に、住宅・工場・公共施設・主要交通網の集中する沿岸部において震度6強～6弱の強い揺れが予想される。また、液状化危険度は、いずれの想定地震の場合も海岸砂丘地がやや高い危険度を示している。市は、この結果を踏まえて、防災対策の強化を図る必要がある。

表1 想定地震別の被害予測シミュレーション結果

| 想定地震 | 建物全壊 | | 炎上 出火 件数 | 延焼 棟数 | 死者数 | 負傷 者数 | 要救出 者数 | 避難 者数 | 上下水道 配水管 | |
|----------------|--------------|-------------|----------------|----------|-----------|------------|------------|--------------|--------------|------------------|
| | 棟 | 率 (%) | | | | | | | 被害 箇所 | 被害 延長 (km) |
| ①大聖寺の地震 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 4 | 13 | 0 | 70 | 164 | 0.9 |
| ②加賀平野の地震 | 46 | 0.5 | 2 | 0 | 9 | 146 | 23 | 1,495 | 879 | 4.9 |
| ③邑知潟の地震 | 1,075 | 11.1 | 30 | 9 | 21 | 595 | 365 | 5,947 | 1,312 | 7.4 |
| ④能登半島北方沖の地震 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 1 | 11 | 0 | 144 | 238 | 1.3 |

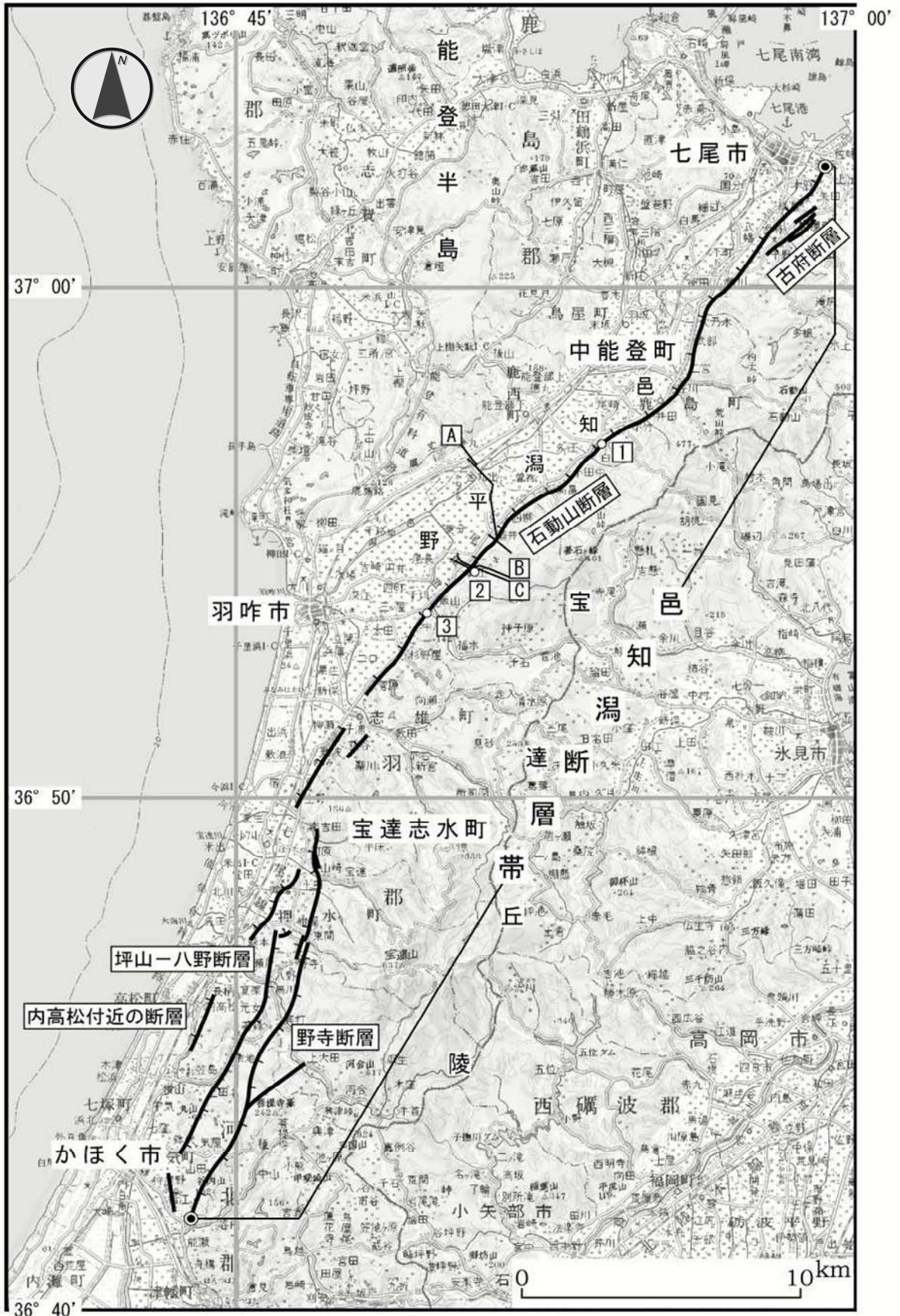
「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

図2 邑知潟地震



「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

図3 邑知潟断層帯の活断層位置図



「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

3 地震災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第1に地盤の揺れや液状化であり、第2にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生じる被害をなくすことは現実には不可能であるが、被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくし、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を増すことや建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。更に、重要なのはいかに早く初期消火を行うかであり、日頃から、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

市は防災関係機関等と連携し、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策をあらかじめ準備、整理しておく必要がある。

別表 気象庁震度階級解説表

平成21年3月31日改定

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | | |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | | |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

第2章 地震災害予防計画

〈地震災害に強い市民の育成〉

- 第1節 防災知識の普及
- 第2節 市民及び事業者がとるべき措置
- 第3節 自主防災組織の育成
- 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備
- 第5節 防災訓練の充実

〈地震災害に強い組織体制づくり〉

- 第6節 防災体制の整備
- 第7節 通信及び放送施設災害予防
- 第8節 消防力の充実・強化
- 第9節 風水害予防
- 第10節 積雪・寒冷対策
- 第11節 避難体制の整備
- 第12節 要配慮者対策
- 第13節 緊急輸送体制の整備
- 第14節 医療体制の整備
- 第15節 健康管理活動体制の整備
- 第16節 こころのケア体制の整備
- 第17節 食料及び生活必需品等の確保

〈地震災害に強い地域づくり〉

- 第18節 建築物等災害予防
- 第19節 公共施設災害予防
- 第20節 地盤災害予防
- 第21節 危険物等災害予防

地震災害に強い市民の育成

市は、県及び防災関係機関等と連携し、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが震災に対する心構えを持ち、地震発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

第1節 防災知識の普及

(総務課・環境安全課・学校教育課・生涯学習課)

地震災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った地震災害に強い市民の育成に努める。

国（内閣府、気象庁等）及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

なお市は、関係機関と連携し、市民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及・啓発に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 職員に対する防災教育
- 2 学校教育における防災教育
- 3 市民に対する防災知識の普及
- 4 防災相談及び意識調査
- 5 災害教訓の伝承

第2節 市民及び事業者がとるべき措置

(総務課・環境安全課・学校教育課・生涯学習課)

地震災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 市民のとるべき措置
- 2 事業者等のとるべき措置
- 3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

第3節 自主防災組織の育成

(環境安全課)

地震の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。このため市は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性団体等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 地域住民等の自主防災組織
- 2 事業所の自衛消防隊等

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

(健康福祉課・地域整備課・環境安全課・関係課)

地震等の災害による被害の拡大を防止するためには、市、県及び関係機関の迅速かつ的確な対応に合わせ、市民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。

このため、市、県及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、市民活動支援センター、NPO、町会、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、災害ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

また、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 防災ボランティアの環境整備
- 2 防災ボランティアの受入体制等
- 3 防災ボランティアの育成

第5節 防災訓練の充実

(環境安全課・羽咋消防署)

市は、消防機関等、防災関係機関と連携し、災害予防の万全を期すため、単独で又は共同して、地震発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特に自主防災組織や市民に参加を求めて、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や市地域防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 防災訓練の実施
- 2 市民・自主防災組織の防災訓練の充実
- 3 事業所等の防災訓練

地震災害に強い組織体制づくり

地震災害に、市、県及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、地震発生時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、地震発生時における拠点整備を行う。

第6節 防災体制の整備

(環境安全課・総務課・関係課)

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 職員の動員・配備体制の強化
- 2 市の活動体制
- 3 災害対策本部の運営体制の整備
- 4 災害対策本部の整備
- 5 防災拠点の整備

第7節 通信及び放送施設災害予防

(環境安全課)

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 基本方針
- 2 通信用施設設備の整備
- 3 石川県総合防災情報システム

第8節 消防力の充実、強化

(環境安全課、羽咋消防署)

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

1 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は市火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 市及び県は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を図る。

ウ 火気器具を使用する者は、その器具に地震発生時に自動的に消火又は出火を防止する装置を取り付けるよう努める。

(2) 初期消火体制の確立

ア 地震直後の初期消火は、地震対策の基本である。地震直後は、電力施設等の被害によって停電し、そのため水道施設の機能が停止したり、振動によって水道管が破損したり、道路の通行も不能となるなど悪条件が重なることが予測される。

イ 市は、このような悪条件のもとにおいて初期消火の目的が十分に発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。特に、一般市民に対して、家庭に住宅用消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

なお、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市は県とともに、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 2 火災警報の発令
- 3 消防力の強化
- 4 消防機械器具の点検整備
- 5 警戒警備体制の確保
- 6 招集及び出勤計画
- 7 救助・救急体制の整備

第9節 風水害予防

(地域整備課・農林水産課)

地震に伴う河川、ダム、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門、排水機場等の建造物の破損は、直接水害となって後背地に被害を及ぼすことになるほか、地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害についても懸念される。市は、災害予防として治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備のほか、次の予防措置を講ずるものとし、細目については羽咋市水防計画（以下「水防計画」という。）に定めるところにより所要の警戒措置をとる。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 水害予防対策
- 2 風害予防対策

第10節 積雪・寒冷対策

(地域整備課・環境安全課・学校教育課)

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生ずることが懸念される。このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 積雪対策の推進
- 2 交通の確保
- 3 雪に強いまちづくり
- 5 積雪時の要配慮者への支援

第11節 避難体制の整備

(環境安全課・地域整備課・健康福祉課・学校教育課・関係課)

市は、地震に伴う建物倒壊及び出火、延焼、津波等の災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策つを踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することと想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏期には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等
- 2 二次避難支援体制の整備
- 3 交通規制への協力
- 4 避難誘導標識等の設置
- 5 安全確保計画
- 6 避難所運営マニュアルの作成

第12節 要配慮者対策

(健康福祉課・環境安全課)

地震災害発生時には、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市は、県及び社会福祉施設等の関係機関と連携し、市民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 在宅の要配慮者への配慮
- 2 社会福祉施設等の整備
- 3 外国人等に対する防災対策

第13節 緊急輸送体制の整備

(地域整備課・環境安全課)

市は、他の道路管理者と連携し、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。その緊急輸送道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 緊急輸送道路ネットワークの整備
- 2 緊急輸送体制
- 3 臨時離着陸場の整備

第14節 医療体制の整備

(健康福祉課)

地震災害時には、市民に生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、防災関係機関及び医療関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 医療救護体制
- 2 情報連絡体制
- 3 医療品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

第15節 健康管理活動体制の整備

(健康福祉課)

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県及び医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から地震災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 平常時の健康管理対策
- 2 災害時の健康管理体制の整備
- 3 情報連絡体制の整備

第16節 こころのケア体制の整備

(健康福祉課)

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予測される。このような混乱した状況のもとで、被災した市民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするため、被災した市民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 こころのケア実施体制の整備
- 2 情報連絡体制の整備

第17節 食料及び生活必需品等の確保

(総務課・環境安全課・健康福祉課・企画財政課)

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 市、県、市民等の役割分担
- 2 食料及び生活物資の確保
- 3 物資の集積、配送地の整備
- 4 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

地震災害に強い地域づくり

「地震災害に強い地域づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化、道路施設や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などの市区域保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

第18節 建築物等災害予防

(地域整備課・文化財課・健康福祉課・環境安全課・総務課・関係課)

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、市は、公共建築物、一般建築物の耐震化、不燃化の推進及び安全性の指導等に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

具体的な計画については、本計画内の「建築物等災害予防」に準ずる。

なお、建築物の耐震性確保及び地震災害時の安全確保のための対策については以下のとおりである。

(各共通事項・一般災害対策編)

1 防災上重要な公共建築物等の災害予防

2 一般建築物の災害予防

市及び県は、「石川県耐震改修促進計画」及び「市耐震促進計画」に定める目標の達成に向け、災害(地震・風水害など)による建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図るために、次の措置を講ずる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者等について指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

(2) 特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、百貨店、マーケット、病院、興行場、集会場等特殊建築物及びその整備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、または、実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 耐震性、不燃建築物の建築促進

市は、耐震対策として耐震構造に対する技術指導を関係団体と協力のもとに実施するとともに、耐震診断の専門技術員の養成に努め、建築物の耐震性向上にむけた体制の強化を図る。

特に住宅に関しては、市民に対して住宅の耐震化の必要性を啓発し、防災意識の向上を図るとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。

不燃性建築物対策としては、必要な地域について都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域(準防火地域)の指定を行うほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐火建築物への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

(4) 市街地再開発事業等の促進

市は、市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等においては、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等都市空間の創設、避難道具の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。

(5) 中高層建築物の防火対策

① 整備方針

ア 建築物の位置、構造及び整備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

イ 建造物に対して、法令に基づく立入検査年2回以上実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持及び管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

② 指導方針

- ア 高層建築物の不燃化
- イ 火気設備及び火気管理の規制
- ウ 防災設備の集中管理
- エ 避難計画

③ 防災管理体制の強化

- ア 防災計画の策定
- イ 自衛消防訓練の実施
- ウ 避難管理

④ 具体策

- ア 百貨店等における夜間又は休日時の防火体制の確立
 - a 防災管理体制の確立
 - b 模様替え等の作業管理
- イ 百貨店等における一般的な防火体制の確立
 - a 火災の発生又は拡大危険のある物質の安全管理
 - b 上階への延焼防止措置
 - c 避難技術の検討
 - d 消防隊の進入経路の確保
 - e 注排水措置の確立
- ウ 消防訓練特に避難訓練の実施の徹底

⑤ その他

- ア 特別避難階段の設置
- イ 排煙口の確保
- ウ 消防専用エレベーターの運行の確保
- エ 既存防火対象物等に対する消防用設備等の設置の指導

(6) 建築物避難施設対策

- ① 敷地の道路に対する基準を確保する。
- ② 宅地又は敷地内通路の基準を確保する。
- ③ 廊下及び直通階段の基準を確保する。
- ④ 出入口又は非常口の基準を確保する。
- ⑤ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下の基準を確保する。
- ⑥ 防火壁、防火区画又は甲種、乙種防火戸の設置を確保する。
- ⑦ 排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。
- ⑧ 非常用進入口の基準を確保する。
- ⑨ その他旅館、百貨店、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

(各共通事項・一般災害対策編)

3 文化財災害予防

4 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存ブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保に努める。

5 家具等転倒防止対策

市は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、日ごろから市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及、啓発に努める。

6 落下物防止対策

市は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

7 エレベーター閉じ込め防止対策

市は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

第19節 公共施設災害予防

(地域整備課・農林水産課・総務課)

道路、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 道路施設整備対策
- 2 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策
- 3 公園、緑地等の整備対策
- 4 上水道、下水道の整備対策

5 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

6 通信施設の整備対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 7 農地、農業用施設整備対策

第20節 地盤災害予防

(地域整備課)

地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、地盤災害を防止するため、市は、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

具体的な計画については、第2編第1章第22節「地盤災害予防」に準じる。

なお、液状化災害に対する予防対策については以下のとおりである。

1 液状化災害に対する予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。

本市は、海岸に沿って広範囲に砂丘地帯があり、また、呂知地溝帯もあるため震災時には液状化の危険性が懸念される。このため、市民等に周知徹底を図るとともに土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域における対策

① 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害から生命を保護するため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、関係市町長の意見を聴いて土砂災害警戒区域の指定に努めるとともに、市町地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市町に提供することになっている。

② 市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

③ 市及び県は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。また、市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、県の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。また、県等と協力して次の措置を講ずる。

- ① 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保

3 警戒体制の確立

(1) 市及び県は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 市は、地震発生後に土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等のおそれがあると認めるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

4 避難体制の確立

5 地盤災害防止施設の整備・促進

6 住宅移転事業の促進

7 宅地造成地等災害予防

8 液状化災害に対する予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。このため、市は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化危険度マップを防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努めるとともに、住宅・宅地の液状化対策に有効な技術情報提供に努める。

なお、市は、土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。

第21節 危険物等災害予防

(環境安全課)

高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、消防機関の行うこれらの施設への立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等の予防対策に協力し、災害防止に万全を期する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 高圧ガスの保安
- 2 毒物・劇物の保安
- 3 石油類等の危険物の保安

第3章 地震災害応急対策計画

- 第1節 初動体制の確立
- 第2節 地震情報の伝達
- 第3節 気象予報等の伝達
- 第4節 災害情報の収集・伝達
- 第5節 通信手段の確保
- 第6節 石川県消防防災ヘリコプターの活用
- 第7節 災害広報
- 第8節 消防活動
- 第9節 自衛隊の災害派遣要請
- 第10節 避難誘導
- 第11節 要配慮者の安全確保
- 第12節 災害医療及び救急医療
- 第13節 健康管理活動
- 第14節 こころのケア活動
- 第15節 救急・救助活動
- 第16節 水防活動
- 第17節 災害救助法の適用
- 第18節 交通確保対策
- 第19節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬
- 第20節 ライフライン施設の応急対策
- 第21節 公共土木施設等の応急対策
- 第22節 給水活動
- 第23節 食料の供給
- 第24節 生活必需品の供給
- 第25節 障害物の除去
- 第26節 輸送手段の確保
- 第27節 防疫、保健衛生活動
- 第28節 ボランティア活動の支援
- 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理
- 第30節 住宅の応急対策
- 第31節 文教対策
- 第32節 農林水産物災害応急対策

地震応急対策計画

地震災害などの発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1ヶ月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

（全課）

知事又は市長は、災害対策基本法第23条に基づき、地震災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立するとともに、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

また、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間団体等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|-----------------------------|---|
| 災害対応が必要と見込まれ、高齢者等避難が見込まれるとき | 【注意報の発表】 注意配備態勢 【警報の発表】 警戒配備態勢 ○災害対策本部もしくは初期防災連絡体制の設置 ○職員の配備、動員、参集 |
| 災害の発生が予測される時 | 【災害の発生等】 災害対策本部体制 ○災害対策本部、現地対策本部の設置 ○市民、本部員、県及び関係機関へ設置の連絡・公表・通知 |
| 避難指示 | ○発令の周知 |
| 災害による被害発生 | ○関係機関へ派遣要請 ○災害救助法適用の検討 ○応援協定に基づく応援要請 ○本部会議の開催 |
| 事後 | ○避難指示の解除 ○本部組織の見直し |
| 事後1週間以内 | ○激甚災害法 |

（各共通事項・一般災害対策編）

1 防災組織体制

第2節 地震情報の伝達

(環境安全課)

地震の発生時には、地震災害の軽減、拡大防止を図るため、地震情報を各機関との有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、連絡する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

各段階における業務内容

| 発災からの経過時間 | 業務内容 |
|-----------|----------------------|
| 1時間以内 | ○地震情報の発表 ○避難情報の発表 |

1 緊急地震速報（警報）の発表基準等

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

金沢地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

また、市は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、市民に対し普及啓発を図る。

(*) 緊急地震速報で用いる区域の名称

| 都道府県名 | 緊急地震速報で用いる区域の名称 | 郡市町名 |
|-------|-----------------|---|
| 石川県 | 石川県能登 | 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡 [志賀町、宝達志水町]、鹿島郡 [中能登町]、鳳珠郡 [穴水町、能登町] |
| | 石川県加賀 | 金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡 [川北町]、河北郡 [津幡町、内灘町] |

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

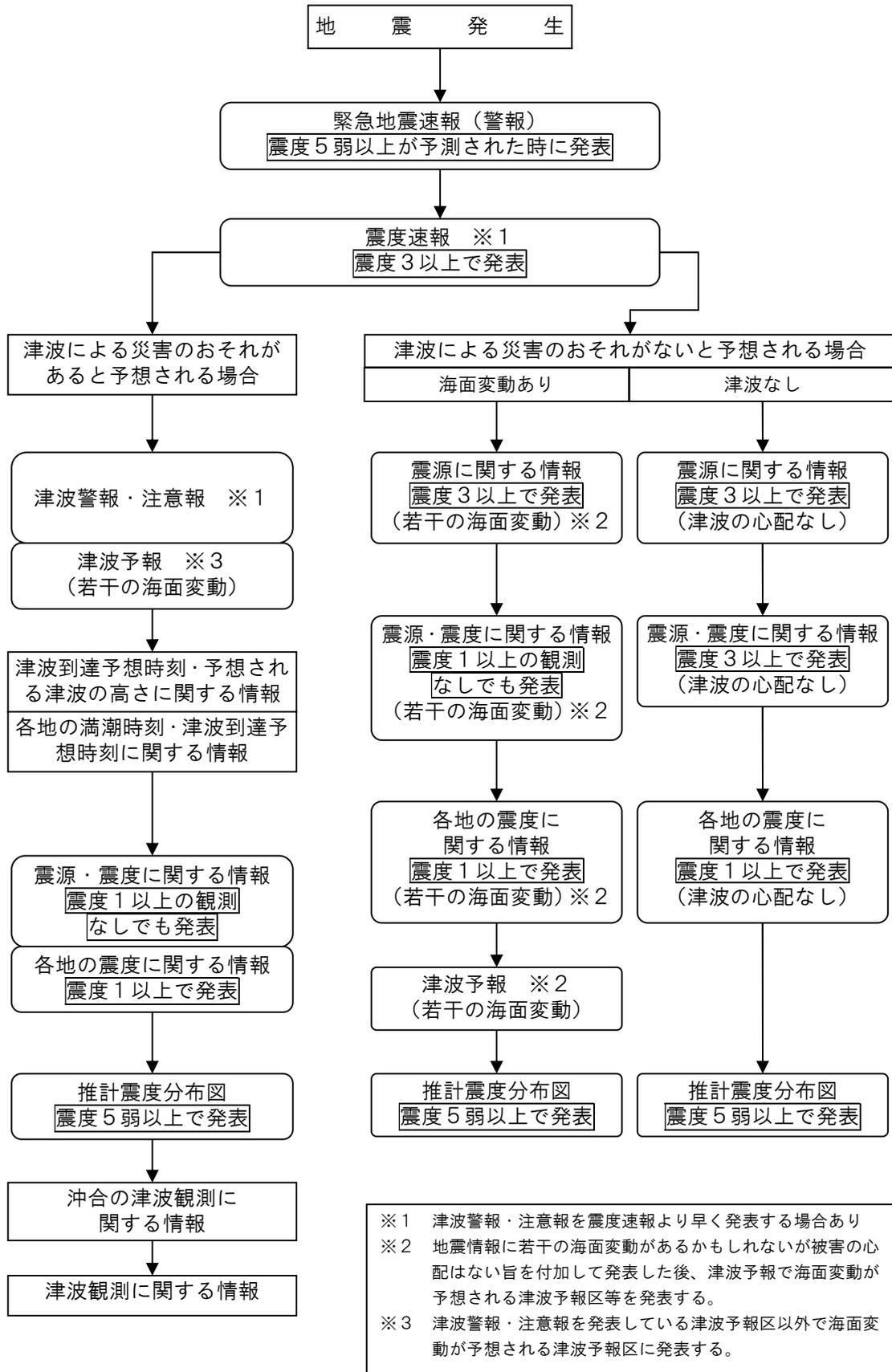
気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災無線等を通して住民に伝達される。

2 地震に関する情報の種類と内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------|--|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 （大波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 また、地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度3以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、まとめた形の一つの情報で発表している。

3 地震及び津波警報等発表の流れ



第3節 気象予報等の伝達

(環境安全課・地域整備課)

大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるために、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|--------|---|
| 高齢者等避難 | ○気象情報の発表 ○警報・注意報の発表 ○土砂災害等警戒情報の発表 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 気象予報区
- 2 種類及び発表基準
- 3 気象警報等の伝達
- 4 消防法に定める火災警報及び火災気象通報
- 5 土砂災害警戒情報
- 6 土砂災害緊急情報
- 7 その他の警報

第4節 災害情報の収集・伝達

(環境安全課・関係課)

市は、地震災害発生時において迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、防災関係機関との緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | ○水位情報、気象情報の把握・伝達 ○地域の状況等把握 |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○市有施設（防災拠点施設・指定緊急避難場所・指定避難所）の被災状況把握 ○被害規模の概括的情報把握 ・人的被害の状況 ・火災・地盤災害の発生状況 ・建築物等被災状況 ○医療機関の被災状況・受入可否 ○119番通報に係る状況の情報把握 ○県への報告 |
| 事後3日以内 | ○被害規模の情報把握 ○道路等公共土木施設の復旧状況 |
| 事後1週間以内 | ○被害金額等の概算集計 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 情報収集体制及び伝達系統の確立
- 2 被害状況の調査

第5節 通信手段の確保

(環境安全課・総務課)

市は、防災関係機関と連携し、地震災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | ○防災行政無線、災害時優先電話、市防災無線同報局、消防無線、広報車の確認 |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被災地との通信インフラ確認 ○非常通信の取り扱い確保 ○無線局の開局 ○アマチュア無線等に協力要請 |
| 事後 | ○被災通信設備の応急復旧 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 通信手段の利用方法等
- 2 通信設備の応急復旧
- 3 災害に強い通信機器の配備

第6節 石川県消防防災ヘリコプターの活用

(環境安全課)

地震災害時には、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策については、消防防災ヘリコプターを活用する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---------------------|
| 災害による被害の発生 | ○離着陸場適地の被災状況確認 |
| 事後 | ○応援要請 ○離着陸場適地の確保 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 消防防災ヘリコプターの活動内容
- 2 運航基準
- 3 応援要請
- 4 場外離着陸場の確保

第7節 災害広報

(環境安全課・秘書課・総務課)

地震災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市は、防災関係機関と連携し、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | ○高齢者等避難の周知 ○広報・発表手段の確保 |
| 避難指示 | ○避難指示発令の周知 |
| 災害による被害の発生 | ○災害発生の広報 ○初動対策期に必要な情報の提供 ○避難情報の発表・発令（随時） ○被害状況の発表（随時） ○ライフラインに関する情報の提供（随時） ○交通に関する情報の提供（随時） ○避難所に関する情報の提供（随時） ○人的被害・安否に関する情報の提供（随時） ○水、食料、生活必需品等の供給に関する情報の提供（随時） ○多様な広報・発表手段の確保、協力要請 ○教育・福祉施設に関する情報の提供 |
| 事後3日以内 | ○復旧情報の提供 ○ごみの処理に関する情報の提供 ○応急対策に必要な情報の提供 |
| 事後1週間以内 | ○被害相談に関する情報の提供 ○復旧対策に必要な情報の提供 |
| 事後1ヶ月以内 | ○生活再建に関する情報の提供 |
| 事後3ヶ月以内 | ○復興に関する情報の提供 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 広報の内容
- 2 広報活動の方法
- 3 庁内連絡
- 4 被災地域の相談・要望等の対応
- 5 広報手段等
- 6 安否情報の提供等
- 7 ライフライン情報の提供等

第8節 消防活動

(環境安全課・羽咋消防署)

地震災害の発生時には、火災の多発により市民の生命、身体及び財産に被害が及ぶおそれがあるため、市・消防機関はもとより市民挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、関係機関と連携して市民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能を挙げて当たる。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | ○出火防止・初期消火の呼びかけ |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○消防活動 ○救助・救急活動 ○火災発生状況等の把握 ○石川県消防広域応援協定に基づく要請 ○自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況の把握 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 出火防止、初期消火
- 2 消防活動
- 3 救助・救急活動
- 4 応援要請
- 5 惨事ストレス対策

第9節 自衛隊の災害派遣要請

(総務課・環境安全課)

地震災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に、災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|-----------------------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被災状況の把握 ○県を通じ派遣要請 ○受入態勢の整備 |
| 事後1週間以内 | ○経費の負担 ○派遣希望期間の調整、撤収の要請 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 災害派遣の適用
- 2 派遣の要請手続
- 3 活動の内容
- 4 派遣部隊の受入態勢の整備
- 5 派遣部隊の撤収要請
- 6 経費の負担

第10節 避難誘導

(環境安全課・健康福祉課・学校教育課・関係課)

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置をとることにより、市民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | ○高齢者等避難 ○避難の準備 ○避難所の開設、報告 ○要配慮者避難 ○知事へ報告 ○警戒区域の設定 |
| 避難指示 | ○近隣又は指定の避難場所等への避難 ○避難行動の完了 |
| 災害による被害の発生 | ○避難所の運営 ○二次避難支援 ○関係機関への応援要請 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 避難の指示等
- 2 警戒区域の設定権限
- 3 避難者の誘導
- 4 避難所の開設及び運営
- 5 広域避難対策
- 6 帰宅困難者対策
- 7 記録等

第11節 要配慮者の安全確保

(健康福祉課・市民窓口課)

地震災害時には、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | ○市、報道機関等により情報提供 ○避難に向けた準備 ○要配慮者の避難開始 |
| 避難指示 | ○市、報道機関等により情報提供 |
| 災害による被害の発生 | ○安否確認 ○社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認 |
| 事後1日以内 | ○二次避難支援 ○健康相談 |
| 事後3日以内 | ○生活必需品の供給 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 在宅の要配慮者に対する対策
- 2 社会福祉施設における対策
- 3 医療機関における対策
- 4 外国人に対する対策

第12節 災害医療及び救急医療

(健康福祉課)

地震災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市及び県は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難開始 | |
| 避難指示 | ○医療機関等の被災状況、受入可否確認 |
| 災害による被害の発生 | ○救護所の設置 ○DMAT及び関係機関への派遣要請 ○医療救護班の派遣 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 情報収集・提供
- 2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制
- 3 救護所の設置
- 4 災害時後方医療体制
- 5 重症患者等の搬送体制
- 6 医療品等の調達
- 7 医療機関のライフラインの確保
- 8 個別疾患対策
- 9 医療の途を喪失した場合
- 10 記録等

第13節 健康管理活動

(健康福祉課)

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|------------------------------------|
| 高齢者等避難開始 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○避難に関する情報の把握 ○要配慮者等の健康状況確認 |
| 事後3日以内 | ○避難所の健康相談、健康調査 ○在宅被災者の健康相談・健康調査 |
| 事後1週間以内 | ○感染症予防対策 ○巡回栄養指導 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制
- 2 健康管理活動従事者の派遣体制
- 3 健康管理活動

第14節 こころのケア活動

(健康福祉課)

災害により、精神的ショックを受けた市民や、避難所において精神的ストレスを受けている市民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | |
| 事後1日以内 | ○避難所に精神科救護所の設置 |
| 事後3日以内 | ○支援対象者の把握 ○精神保健医療班派遣要請 ○避難所巡回健康相談の開始 |
| 事後1週間以内 | ○被災者、被災児童、被災高齢者、障がい者に対する精神相談 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 石川DPAT派遣体制
- 3 精神保健医療班の活動

第15節 救急・救助活動

(環境安全課・羽咋消防署)

大規模地震災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため市は、防災関係機関と相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|------------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | ○初動期の救急・救助活動の実施 |
| 災害による被害の発生 | ○重傷者等の搬送 ○車両・資機材の調達 |
| 事後3日以内 | ○惨事ストレス対策 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 惨事ストレス対策
- 3 医療救護活動
- 4 災害救助法による措置

第16節 水防活動

(地域整備課)

市は、防災関係機関と連携し、地震災害等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を「羽咋市水防計画」(資料参照)の定めにより適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---------------------------------------|
| 高齢者等避難 | ○浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒 ○避難に関する情報の提供(随時) |
| 避難指示 | ○警戒区域の設定 |
| 災害による被害の発生 | ○被害拡大防止活動 ○水防活動従事者の安全確保 |
| 事後 | ○応急復旧 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 監視、警戒活動
- 2 市長が行う避難指示等
- 3 応急復旧
- 4 水防活動従事者の安全配慮

第17節 災害救助法の適用

(総務課・企画財政課・環境安全課)

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法が適用される。災害救助法による救助は、県が実施する。このため知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定することになっている。

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被害状況の把握 ○災害救助法の適用手続き ○災害救助法による救助 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 適用基準（災害救助法施行令）
- 2 適用手続
- 3 災害救助法に基づく救助の種類
- 4 災害救助法に基づく救助の実施
- 5 災害救助法が適用されない場合の救助

第18節 交通確保対策

(地域整備課・環境安全課)

地震災害時における交通の混乱を防止し、災害の応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

各段階における業務内容

| 発災からの経過時間 | 業務内容 |
|------------|----------------------------|
| 1時間以内 | ○被災情報の概要把握 |
| 3時間以内 | ○被災情報の収集 ○道路啓開 ○緊急措置 |
| 6時間以内 | ○交通規制の実施 |
| 24時間以内 | ○応急復旧 |
| 72時間(3日)以内 | ○緊急輸送道路ネットワークの交通規制 |
| 1週間以内 | ○迂回路の設置 ○通行禁止区域の措置 |

(各共通事項・一般災害対策編)
陸上交通の規制及び確保

第19節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

(環境安全課・健康福祉課・市民窓口課・羽咋消防署)

災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | |
| 事後 | ○行方不明者の捜索（随時） ○遺体の検視（随時） |
| 事後3日以内 | ○安否、身元確認に関する情報の提供 ○遺体の引き渡し、遺体安置所へ搬送 |
| 事後1週間以内 | ○相談窓口の設置 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 行方不明者及び遺体の捜索
- 2 遺体の検視（見分）及び処理
- 3 遺体の埋葬
- 4 安否確認
- 5 広域応援体制
- 6 災害救助法による措置

第20節 ライフライン施設の応急対策

(総務課・地域整備課・環境安全課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制を取るよう努める。

市災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報収集を行う。

また、ライフライン事業者から応急復旧のために、通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有を求められた場合は、ライフライン事業者の要望に応じ情報提供に努める。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被害状況の把握 ○被災状況の広報 ○復旧要員・資機材の調達 ○関係機関との連絡体制の確立 |
| 事後 | ○応援要請 ○応急復旧 |
| 事後1週間以内 | ○復旧工事 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 電力施設
- 2 通信施設
- 3 上水道施設
- 4 下水道施設
- 5 LPガス供給設備等

第21節 公共土木施設等の応急対策

(地域整備課・農林水産課)

道路、河川、海岸等の公共土木施設等は、地震災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、市は、これらの施設管理者及び関係機関と協力し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被災情報の収集 ○緊急輸送道路ネットワークの道路施設巡回調査 ○通行規制 |
| 事後 | ○支障物件の撤去 ○応急工事 |
| 事後3日以内 | ○応急復旧 |
| 事後1週間以内 | ○復旧工事 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 道路施設
- 2 河川、海岸等施設
- 3 鉄道施設
- 4 公園、緑地施設
- 5 農地、農業用施設

第22節 給水活動

(地域整備課)

地震災害により水道施設が断水し、又は汚染されて飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|-------------------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被災情報の収集 ○市民への広報 ○応援要請 |
| 事後1日以内 | ○拠点避難場所等への初期給水活動 ○主要施設の復旧 |
| 事後3日以内 | ○給水車による運搬給水 |
| 事後1週間以内 | ○被災情報の把握 ○復旧計画の策定 ○応急復旧 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 給水対策本部の設置、運営
- 2 応急給水活動
- 3 施設の応急復旧活動
- 4 災害救助法による措置

第23節 食料の供給

(環境安全課・健康福祉課・農林水産課)

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は、関係機関と連携し、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。

なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|----------------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | ○食料供給量の把握 |
| 災害による被害の発生 | ○災害救助用米穀の確保 |
| 事後1日以内 | ○情報提供 ○応急供給の実施 ○支援要請 |
| 事後3日以内 | ○主食・副食等の調達 ○炊き出しの実施 |
| 事後1週間以内 | ○多様な供給方法、食料の質の確保 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制
- 2 食料の供給
- 3 炊き出しの実施
- 4 主食の供給
- 5 副食及び調味料の確保
- 6 共助による食料の確保
- 7 災害救助法による措置

第24節 生活必需品の供給

(健康福祉課・企画財政課)

地震災害時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品をそう失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。

このため、医療、寝具、その他生活必需品等の物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|--|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○衣料、燃料等生活必需品の確保 ○確保状況の情報提供 ○応援要請 ○集積場所の状況把握 |
| 事後3日以内 | ○輸送方法、集積場所の確立 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者
- 2 供給品目
- 3 供給又は貸与の方法
- 4 輸送
- 5 災害救助法による措置

第25節 障害物の除去

(地域整備課・農林水産課・環境安全課)

地震災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|----------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○障害物の状況の概要把握 |
| 事後1日以内 | ○障害物除去の実施 |
| 事後3日以内 | ○除去障害物の集積場所の指定 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 障害物除去の実施基準
- 2 障害物除去の実施
- 3 除去した障害物の集積場所の指定
- 4 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置
- 5 災害救助法による措置
- 6 粉塵等公害防止対策
- 7 障害物除去に関する応援要請

第26節 輸送手段の確保

(地域整備課・総務課)

災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、近隣市町村等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|-------------------------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | ○避難者の輸送 |
| 災害による被害の発生 | ○輸送施設、交通施設の被害状況の概要把握 |
| 事後1日以内 | ○緊急交通路の確保 ○緊急車両の確保 ○運送事業者への要請 |
| 事後3日以内 | ○緊急輸送体制の確保 ○広域応援要請 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 輸送の対象
- 2 緊急輸送体制の確立
- 3 災害救助法による措置

第27節 防疫、保健衛生活動

(健康福祉課・環境安全課)

地震災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○緊急食品の衛生確保 ○衛生指導 ○避難所の環境整備 |
| 事後3日以内 | ○健康相談の実施 ○健康状況の情報収集 ○防疫資機材の調達 ○浸水地域の消毒・感染症予防対策 |
| 事後1週間以内 | |
| 事後1ヶ月以内 | ○巡回栄養指導 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 避難所の防疫活動
- 3 防疫用資材の備蓄、調達
- 4 ペット動物の保護対策

第28節 ボランティア活動の支援

(健康福祉課・生涯学習課)

地震災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズとの把握やボランティアの募集及び受入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | |
| 事後1日以内 | ○情報収集 ○県災害対策ボランティア本部の設置 ○市ボランティア本部の設置 |
| 事後3日以内 | ○ボランティアの募集、広報 ○活動拠点の確保、提供 |
| 事後1週間以内 | ○ニーズの把握、ボランティアのあっせん |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 ボランティアの受入れ
- 2 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供
- 3 ボランティアの活動の委託(共通事項)
- 4 「羽咋市災害ボランティアセンター」の設置

第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

(環境安全課)

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|-------------------------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○廃棄物処理施設の被災情報の把握 |
| 事後1日以内 | ○廃棄物見込み量の情報収集 ○応援要請 ○仮設トイレの設置 |
| 事後3日以内 | ○廃棄物の収集 ○仮置き場の確保 |
| 事後1週間以内 | ○廃棄物の応急処理 |
| 事後1ヶ月以内 | ○復旧工事 ○最終処分 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 災害の状況把握
- 3 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法
- 4 災害時における廃棄物の処理目標
- 5 野外仮設トイレの設置
- 6 廃棄物の応急処理

第30節 住宅の応急対策

(地域整備課)

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供機関の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|----------------------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | |
| 事後1日以内 | ○被災状況の概要把握 |
| 事後3日以内 | ○公営住宅等の確保状況の広報 |
| 事後1ヶ月以内 | ○被災戸数の算定 ○相談窓口の設置 |
| 事後3ヶ月以内 | ○仮設住宅の着工 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 災害救助法による措置
- 3 建築資材及び建築技術者の確保
- 4 住宅確保等の方法の周知
- 4 建築資材及び建築技術者の確保
- 5 その他

第31節 文教対策

(学校教育課・文化財課・生涯学習課)

児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や、教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|---|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | |
| 事後1日以内 | ○施設の被害状況の調査 ○児童生徒、教職員の被害状況の調査 ○授業実施の判断・連絡 |
| 事後3日以内 | ○応急復旧計画の作成 ○応急教育計画の作成 ○対応状況の広報 |
| 事後1ヶ月以内 | ○教材、学用品等の調達、支給 ○教職員の健康管理 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 文教施設の応急復旧対策
- 2 応急教育実施の予定施設の選定
- 3 応急教育計画
- 4 児童、生徒への対応
- 5 教材、学用品の調達及び支給方法
- 6 授業料の免除及び育英資金
- 7 給食措置
- 8 保健衛生
- 9 教職員の健康管理
- 10 避難所協力
- 11 文化財対策

第32節 農林水産物災害応急対策

(農林水産課)

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、県の協力を得ながら次の措置を講ずる。

各段階における業務内容

| 災害の状況 | 業務内容 |
|------------|----------|
| 高齢者等避難 | |
| 避難指示 | |
| 災害による被害の発生 | ○被災概要の調査 |
| 事後3日以内 | ○二次災害の防止 |
| 事後1週間以内 | ○応急対策 |

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 農作物関係対策
- 2 畜産関係対策
- 3 林産関係対策

第4章 復旧・復興計画

- 第1節 市民生活安定のための緊急措置
- 第2節 公共施設災害の復旧
- 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成
- 第4節 被災者への融資・支給
- 第5節 被災者の生活確保のための緊急措置
- 第6節 災害義援金及び義援物資の配分
- 第7節 復興計画

復旧・復興計画の位置付け

地震災害の発生後、被災した施設の原形復旧に併せて災害の再発防止のため、必要な施設等の復旧を速やかに実施し、民心の安定と社会経済秩序の回復を図ることについての計画とする。

第1節 市民の生活安定のための緊急措置

(市民窓口課・税務課・商工観光課・健康福祉課・地域整備課・環境安全課)

地震災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等による住居そう失と、市民に極度の混乱をもたらすこととなる。このため、市及び関係機関は、相互に協力して被災者の生活確保、社会経済活動の早期回復に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 生活相談
- 2 リ災証明の交付
- 3 被災者に対する職業のあっせん
- 4 市税の徴収猶予及び減免措置
- 5 公営住宅の建設

第2節 公共施設災害の復旧

(全課)

地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に県、関係機関と連携し、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに策定し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 災害復旧事業計画
- 2 復旧事業の方針
- 3 職員の確保

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

(企画財政課・関係課)

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づき援助される事業がある。災害復旧事業補助費は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、市は、関係機関に協力を要請し、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 助成制度の周知
- 2 激甚災害の早期指定
- 3 激甚災害指定の手続き
- 4 日本郵便株式会社(北陸支社)の特例措置

第4節 被災者への融資・支給

(農林水産課・商工観光課・地域整備課・健康福祉課・関係課)

災害発生後の市民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。(各制度の詳細は、資料参照)

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 農林漁業制度金融の確保
- 2 中小企業融資の確保
- 3 住宅金融支援機構資金のあっせん
- 4 生活福祉資金の貸付
- 5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付
- 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
- 7 被災者生活再建支援金の支給
- 8 制度の周知

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

(市民窓口課・商工観光課・税務課・地域整備課)

大地震の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、市民を極度の混乱におとし入れることになる。

このため、市及び関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 生活相談
- 2 こころのケア活動の継続
- 3 被災者台帳の作成
- 4 り災証明の交付
- 5 被災者に対する職業のあっせん
- 6 国税等の徴収猶予及び減免の措置
- 7 公営住宅等の整備
- 8 国有財産の無償借受等
- 9 災害廃棄物の処理等

第6節 災害義援金及び義援物資の配分

(健康福祉課・会計課)

市は、被災者あてに寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画を立て、受け入れ・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 義援金及び義援物資の受付
- 2 義援金の配分
- 3 義援金及び義援物資の輸送
- 4 義援物資保管場所

第7節 復興計画

(全課)

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 基本方向の決定
- 2 計画的復興の進め方

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

第2節 災害予防対策

第3節 災害応急対策

第4節 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、羽咋市地域防災計画に記載する対策の内容を踏まえるとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

（環境安全課・羽咋消防署）

（各共通事項・一般災害対策編）

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- 2 複合災害時の災害予防体制の整備
- 3 複合災害を想定した訓練の実施

第3節 災害応急対策

（環境安全課・地域整備課・健康福祉課）

（各共通事項・一般災害対策編）

- 1 活動体制の確立
- 2 情報の収集・連絡
- 3 避難対策
- 4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達
- 5 緊急時医療措置

第4節 災害復旧対策

（全課）

複合災害として発生する災害の種類に応じて、羽咋市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。